

岐阜県循環器病対策推進協議会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）第11条に規定する岐阜県循環器病対策推進計画（以下「計画」という。）について、患者や有識者等の意見を広く反映させるとともに、関係者が一体となって推進できる体制づくりを目的として、岐阜県循環器病対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会において協議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の案の作成に関すること
- (2) 計画の推進に関すること
- (3) 計画の評価・見直しに関すること
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に定める委員で構成する。なお、必要に応じて委員の追加をすることができる。

2 協議会の議長として会長を置き、委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会)

第5条 協議会は、県が必要に応じ招集する。

(関係者の出席)

第6条 協議会において必要があると認めるときは、県は関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 協議会により、専門的な事項を検討するため、部会を設置する。

2 部会は、「心疾患医療連携部会」及び「脳卒中医療連携部会」とし、必要に応じて、これらの以外の部会を置くことができる。

4 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

3 部会は、保健医療課長が招集する。

(秘密の保持)

第8条 協議会の構成員は、職務上知り得た個人的事項を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部保健医療課において処理する。

(解散)

第10条 協議会は、その目的が達成されたときに解散する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において別に定める。

附 則

この要綱は令和3年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

団体名・役職
専門医（循環器内科分野）
専門医（心臓血管外科分野）
専門医（脳神経外科分野）
専門医（脳神経内科分野）
専門医（救急医学分野）
岐阜県小児科医会
岐阜県医師会
岐阜県病院協会
岐阜県歯科医師会
岐阜県薬剤師会
岐阜県看護協会
岐阜県栄養士会
理学療法士会
患者代表（心疾患）
患者代表（脳血管疾患）
消防関係者
医療保険者代表
市町村保健師代表

オブザーバー

岐阜県労働局
岐阜県産業保健総合支援センター
保健所長代表
庁内関係各課

別表（第7条関係）心疾患医療連携部会

団体名・役職
専門医（心疾患分野）
専門医（心疾患分野）
専門医（救急医学分野）
心疾患診療に従事する者（心臓リハビリテーション）
心疾患診療に従事する者（医療ソーシャルワーカー）
心疾患診療に従事する者（行政代表）

別表（第7条関係）脳卒中医療連携部会

団体名・役職
専門医（脳血管疾患分野）
専門医（脳血管疾患分野）
専門医（救急医学分野）
脳血管疾患診療に従事する者（訪問看護）
脳血管疾患診療に従事する者（理学療法士）
脳血管疾患診療に従事する者（作業療法士）
脳血管疾患診療に従事する者（言語聴覚士）
脳血管疾患診療に従事する者（医療ソーシャルワーカー）
脳血管疾患診療に従事する者（地域包括支援センター）
脳血管疾患診療に従事する者（行政代表）